

(仮称) 篠山市参画・協働プランの内容 (案)

名称： 「篠山市 参画協働指針」、「篠山市 参画協働のガイドライン」

(仮称) 篠山市参画・協働プランは、参画と協働についての基本的な姿勢や考え方などを明らかにして、協働事業を実施しやすくするためのガイドライン。

キーワード：「つなぐ」・「活かす」・「創る」

- ・地縁を基盤としたつながりが強い
- ・少子化・高齢化により、「自治会で出来ないことは地区（まち協）で」といった考え方や地域課題解決に向けた活動が展開
- ・ただし、「地縁」という性格では解決しにくい課題も存在（DV、介護など）するが、そのエリアにはNPO等のテーマ型組織が参画している例も
- ・市内には様々な分野で活動をしている団体が存在しており、最近では活動団体の「見える化」が図られている（市民プラザの誕生）
- ・市民意識においても、地域活動への参加意識は高い
- ・「活動の実態」、「活動している組織のみえる化」、「活動したい意欲」等の好条件を組み合わせ、実際に存在するまちづくりの力を活かす方向が望まれる
- ・活動しやすい環境づくりをどうつくるかを今回のプランで提案

目的は？

★まちづくり活動の成功（実践）のための確率を上げること！

そのために・・・

活動を提案、活動に参画・・・市民

選択肢の準備と支援・・・行政

確率を上げるために

など

1. **（仮称）篠山市民参画・協働プランについて** （事務局W + 委員会）

自治基本条例での位置づけ

第3条（参画と協働によるまちづくり）

市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

第4条（市政運営の基本）

2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

総合計画等での位置づけ

【まちづくりの基本方向】 市民が主役、市民主体でつくるまち

*市民と市の関係を築き、市民主体のまちをつくる

“参画・協働のまちづくりの仕組みを整える”

*市民活動を支援し、市民主体のまちをつくる

“まちづくり協議会や自治会活動を支援する”

“NPOやボランティア団体などの会活動を支援する”

市民、まちづくり協議会や自治会、NPOやボランティア団体などと、市の関係を改めて築き、市が市民活動の下支えを積極的に行っていくことで、篠山市独自の自治の仕組みを構築し、市民が主役・市民が主体でつくるまちをめざします。

2. 今なぜ協働

(1) 世の中の流れ 行政主導から市民主体へ （事務局W）

「新しい公共」という考え方

- ・多様な主体が公共を担う
- ・多様な主体が「公共」を創る

(2) 本市の状況 （事務局W）

住民意識

① 県民意識調査（H22）

- ・丹波地域は地域活動への参加割合が高い
- ・活動への参加のきっかけは「地域の慣習やルール」・・・地域のつながりがベースにある

② 篠山市総合計画市民アンケート（H22）

- ・身近な地域課題の解決していく主体は行政・自治会・隣近所
- ・市民と行政の関係は「行政と住民が役割を分担」が最も多い
- ・地域活動への参加は、約4割が「参加したい」

地縁型組織のまちづくり

自治会 地域で最も身近で基礎的な住民組織である自治会を中心に、過去から、自治会内の調整や環境美化、助け合いやイベントなどの活動が展開されてきた。

まち協 篠山市誕生後、100人委員会やまちづくり委員会、女性委員会をはじめとする各種委員会の活動をふまえつつ、全市的または旧6町単位であったものを、より身近である小学校区単位の組織を編成して課題解決に向け地域が主体的に取り組むことが提案された。

平成24年現在、市内すべての地区でまちづくり協議会が設立され、それぞれの地域性に応じた活動が展開されている。

◎自治会とまちづくり協議会

自治会は、地域で最も身近で基礎的な住民組織。組織内で営まれる自治活動は住民自治の基本であり、今後においてもその活動は尊重されるものである。

また、自治会長は自治会の代表であり、自治会内の自治を司るとともに市民と行政のパイプ役でもある。市から委託している業務は、基本として行政のすべき業務を委託している。

住民自治として行うべき調整事務、自治会内で実施可能な活動など自主的な活動のほか、行政のすべき業務を委託により実施する自治会に対し、まちづくり協議会は義務による業務ではなく、「地域課題を地域内で解決する。」自主的な活動であるものや、自治会で困難になった自治活動、また広域で行ったほうが効率的な活動を組織の合意によって行うものである。

テーマ型組織のまちづくり

地縁型組織と並行して、市内では過去からボランティア団体による活動が展開されてきたが、近年ではNPO法人による活動も見られるようになった。

また、伝統を有する団体や新たに誕生した団体による各種の活動も行われており、篠山の名を広く発信している事象も現れている。

活動内容は、安全安心、福祉、環境、文化、スポーツ、国際交流、多文化共生等々多岐にわたっている。

市民活動の支援体制

【地縁型組織】

まちづくり協議会への支援（H21～）

財政・・・一括交付金化（既設の補助金の一括 + 活動支援）
情報・・・連絡会、学習会の開催、情報提供便
人的・・・まちづくり支援員

【テーマ型組織】

篠山市民プラザの開設（H22～）

財政・・・機器の設置、貸し出し
情報・・・情報発信、情報提供、マッチング、学習会の開催
人的・・・相談員の配置

(3) 今なぜ協働（事務局W）

行政や市場だけでは解決できない社会課題の増

住民自治組織の再編（まちづくり協議会と自治会の2層構造）

ボランティア団体やNPOなどの新たな活動主体の台頭

都市郊外型住民の増加

市民参加、市民参画の制度化

参画とは？ 協働とは？

(4) **課題と今後求められる取り組み** ★ (委員会)

少子高齢化、人口減少が進んでいる一方で、地縁をベースに市民活動へ参加割合が高い。また、地域活動に参加したい人の割合も高い。

● **課題**

- ・少子高齢化、人口減少の進行、新旧住民の融合
- ・後継者不足（現役世代には負担が大きい）
- ・役員として参画する女性が減少傾向（地縁組織）
- ・自治会長には、集落事業に加え地区全体の事業をするのは負担が大きい。
- ・まち協も公益活動を展開しているものの、事業展開していくうえでの負担が大きくなり、事業の見直しが必要
- ・自治会とまち協の効果的な関係性
- ・従来からの住民と新規転入者との融合
- ・テーマ型組織は資金確保が課題

● **求められる取り組み**

- ・ハード整備等の際の参画協働
- ・市民が何をやるべきか？行政が何をやるべきか（サポート体制など）？
- ・縦割りの社会を横につなぐ
- ・集落に何か新しいものが加わる（集落にテーマ型）
- ・足りない面を補い合えるシステム
- ・資金提供の在り方（競争的資金の配分での市民参加）

3. 協働の進め方

(1) **協働の基本的な考え方** (事務局W + 委員会)

協働する事業とは公益的な事業で、協働で事業していくためには

- ① 民主的な意思決定（関係者皆が意見を述べられる、決定に参加できる）
- ② 透明性（お金や動きが誰からも見える）
- ③ 誰もが活動に参加できる

ことが大切。

(2) **協働のルール** (事務局W)

目的共有、対等、相互理解、自主性尊重、相互変革、自立化促進、補完性・相乗効果、評価・見直し

※情報の共有は協働の基本

(3) **協働の領域・分野** (事務局W)

(領域) ※公益的な活動

● 市民主体 市民の責任と主体で独自に行う	● 市民主導 市民主導の下で行政の協力で行う	● 行政主導 行政主導の下で市民の協力で行う	● 行政主体 行政の責任と主体で独自に行う
(市民の領域)		(行政の領域)	

(分野) 共催・後援 情報提供・意見交換 政策提言 実行委員会
補助・助成 委託 アドプト制度

公益的な活動領域の例

・市民主体

地区の桜並木の手入れ、地区内での高齢者への声掛け、地区内での子どもの見守り、クリーン作戦、市民活動団体による自主活動、地域おこし活動、地区での移送サービス、

・市民主導

- ↑ (多様な連携の形) ↓
- ・地区での移送サービス (情報提供)
 - ・市民活動団体による自主活動 (共催・後援、補助・助成)
 - ・地域おこし活動 (後援、補助・助成)
 - ・地区での学童保育 (補助・助成)
 - ・環境みらい会議 (情報提供・意見交換)
 - ・青パト隊 (補助・助成、委託、情報提供)
 - ・クリーン作戦 (共催)
 - ・防災訓練 (共催、補助・助成、情報提供)
 - ・実行委員会形式でのイベント (実行委員会)
 - ・NPOによる高齢者ディサービス (委託)
 - ・公共施設の環境美化 (アドプト制度)
 - ・指定管理制度 (委託)
 - ・外国人市民の生活支援 (委託)
 - ・再生市民会議 (政策提言)
 - ・市名を考える会 (政策提言)

・行政主導

・行政主体

生活保護、常備消防、戸籍、医療など

(4) **協働の主体と連携の相手** (事務局W + 委員会)

(協働の主体)

- ・地域型団体 自治会、まちづくり協議会、各種団体 (子ども会、愛育班など、地域において社会的な必要性から組織)
- ・テーマ型団体 NPO、ボランティア等の活動団体
- ・行政

(協働のイメージ)

少子高齢化、人口減少が進んでいる一方で、地縁をベースに市民活動へ参加割合が高い。また、地域活動に参加したい人の割合も高い。
⇒ この意識をカタチにしておく工夫が必要。

- ・縦割りの社会を横につなぐ
- ・自治会とまち協の関係（自治会：集落の取りまとめ、まち協：地区全体 相互連携を）
- ・集落に何か新しいものが加わる（集落にテーマ型）
- ・地縁だけでなく、テーマによるマンパワーの集結（まちなみアート、童謡唱歌など）
- ・テーマ型団体に対する地元の理解、支援
- ・法や条例の制度の域に入らない人たちを支援するシステムづくり
- ・公共の施設ではなく、NPOだからできる活動展開
- ・まちづくりをマネージメントしていく団体や個人、様々な仕組みを組み合わせられるプロデューサーのような存在の必要性

(協働の手順・段階)

協働事業の検討 → 協働事業の担い手と領域・分野の選定

→ 協働事業実施 → 協働事業の評価

※議論のしかたの工夫（同質で小規模の集まり、異質で多様な価値観の集まり）

4. 協働を推進していくために ★ (委員会)

少子高齢化、人口減少が進んでいる一方で、地縁をベースに市民活動へ参加割合が高い。また、地域活動に参加したい人の割合も高い。

⇒ この意識をカタチにしておく工夫が必要。

⇒ カタチにするためのシステムは

- ・縦割りの社会を横につなぐ
- ・集落に何か新しいものが加わる（集落とテーマ型）
- ・足りない面を補い合えるシステムを。（インターン受入れ、人が集まるシステム）
- ・まち協事業の肥大化、事業仕分けが必要
- ・自治会とする事業、まち協とする事業、NPO等活動団体とする事業の使い分け（地域住民と太いパイプを持っているのは自治会）
- ・持続可能性のため 事務局体制（まち協）の在り方
- ・行政施策のうち、どういう事業が協働に向くかの洗い出し
- ・行政施策以外にも公共的なもので協働できる分野があれば協働する
- ・情報の共有（情報提供、情報公開の充実）

- 民間同士での情報共有の充実
- 第三者が関わり、政策決定過程が公開のうえで支援されるシステム（例：県のパワーアップ事業など）
- プロデューサーづくり（事務能力や企画力のアップ）